

議案（２）に係る付帯意見

意見者：金子麻由美 委員

この度の改正内容の「身体障害者の福祉に関する知事の諮問の関わる答申…」の身体を削除することに賛成です。

けれども、分科会の名前が「身体障害者福祉専門分科会」とあり、こちらも「身体」を削除して「障害者福祉専門分科会」にしては如何でしょうか？ 障害者総合支援法でも、「身体・知的・精神（発達障害者を含む）、政令で定める難病等により障害がある者で 18 歳以上のもの」と対象の範囲が明言されています。

社会福祉法第 11 条の 1 の規定としてはそのとおりだとしても、広島県として設置する会議体の名称は自由に付与できると思います。たとえば、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）は、法律どおりであれば「協議会」という名称にしなければなりません。実際は「自立支援協議会」とか「地域支援協議会」とか、各地で自由に名称を変えています。

というわけで、社会福祉法としての正式名称と、広島県として設置する分科会の名称はイコールでなくても構わないと考えます。他の県を参考にされたと聞きましたが、広島から現在にあった名称に先駆的に変更していただきたいと思います。

どうぞご検討をよろしくお願い致します。